国立大学法人和歌山大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する細則

制 定 昭和39年 1月29日 最終改正 令和 5年 6月23日

- 第1条 この細則は、「国立大学法人和歌山大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則」 (以下「規則」という。)の実施に関する事項を定めるものとする。
- 第2条 規則第3条第1項及び第3条の2第1項にいう「学業優秀」の判定は、1年次については出身学校の成績又は入試成績、2年次以上については、本学の成績をもつて判定する。判定基準は、別に定める。
- 第3条 規則第3条第2項にいう「納付が困難な事情」の認定は、本人の属する世帯の1年 間の総収入金額から必要経費を控除し、母子世帯、父子世帯、就学者のいる世帯、その他 特別の事情がある世帯については、別に定める基準により行う。
- 第4条 第2条及び第3条の実施にあたっては、学部、学環又は研究科(以下「学部等」という。)の特殊事情を勘案して変更することができる。
- 第5条 規則第3条、第10条、第14条、第17条及び第18条のそれぞれ申請書の受理 に際しては、担当者は必ず面接をして詳細な事情を聴取し、選考の資料としなければなら ない。
- 第6条 規則第3条第3項の申請については別紙様式1によるものとし、これに添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1)学生又は学生を扶養する者の居住地の市区町村長の証明する経済状況に関する証明書並びに家計に関する調書
 - (2) その他大学が必要とする書類
- 2 規則第3条の2第3項の申請については、別紙様式2によるものとし、これに添付する 書類は、次のとおりとする。
 - (1)研究科における研究内容の審査に関する書類
 - (2)その他大学が必要とする書類
- 第7条 規則第4条の各期の授業料免除の申請の期日は、それぞれの期の授業料納付期限までの所定の日とする。
- 第8条 規則第3条、第3条の2、第10条の免除、第13条徴収猶予及び第17条月割分納の許可の通知は、前期にあっては6月15日、後期にあっては11月30日までに本人に通知しなければならない。
- 第9条 規則第10条にいう免除の申請には、居住地の市区町村長の発行する具体的かつ詳細な被害状況を説明する証明書又は死亡等を証明する書類を添付するものとする。
- 第10条 授業料免除の総額は、役員会にて議決された額の範囲内とする。
- 第11条 授業料の免除、徴収猶予及び分納並びに寄宿料の免除を許可したときは、学生支援課長は、速やかに通知書を予算・決算担当役に送付しなければならない。

附則

この細則は、昭和39年1月29日から施行する。

附 則(昭和40年10月15日一部改正)

この改正細則は、昭和40年10月15日から施行する。

授業料等の免除及び徴収猶予に関する細則

附 則(昭和41年9月11日一部改正)

この改正細則は、昭和41年9月11日から施行する。

附 則(昭和43年10月28日一部改正)

この改正細則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年4月14日一部改正)

この改正細則は、昭和45年4月14日から施行する。

附 則(昭和46年4月30日一部改正)

この改正細則は、昭和46年4月30日から施行する。

附 則(昭和47年4月26日一部改正)

この改正細則は、昭和47年4月26日から施行する。

附 則(昭和47年10月7日一部改正)

この改正細則は、昭和47年10月7日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。

附 則(昭和48年4月27日一部改正)

この改正細則は、昭和48年4月27日から施行する。

附 則(昭和49年4月26日一部改正)

この改正細則は、昭和49年4月26日から施行する。

附 則(昭和50年4月15日一部改正)

この改正細則は、昭和50年4月25日から施行する。

附 則(昭和51年4月28日一部改正)

この改正細則は、昭和51年4月28日から施行する。

附 則(昭和52年4月27日一部改正)

この改正細則は、昭和52年4月27日から施行する。

附 則(昭和53年5月19日一部改正)

この改正細則は、昭和53年5月19日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年4月28日一部改正)

この改正細則は、昭和54年4月28日から施行する。

附 則(昭和54年11月19日一部改正)

この改正細則は、昭和54年11月19日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

附 則(昭和56年6月10日一部改正)

この改正細則は、昭和56年6月10日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。 附 則(昭和57年1月29日一部改正)

この改正細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年11月24日一部改正)

この改正細則は、昭和59年11月24日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(昭和61年9月26日一部改正)

この改正細則は、昭和61年9月26日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。 附 則(平成元年3月3日一部改正)

この改正細則は、平成元年3月3日から施行する。

附 則(平成5年11月26日一部改正)

- この改正細則は、平成5年11月26日から施行し、平成5年10月1日から適用する。 附 則(平成7年3月27日一部改正)
- この改正細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年10月1日一部改正)

この改正細則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成10年11月17日一部改正)

この改正細則は、平成10年11月17日から施行する。

附 則(平成13年2月28日一部改正)

- この改正細則は、平成13年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。 附 則(平成13年3月21日一部改正)
- この改正細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日一部改正:法人和歌山大学規程第143号)

この改正細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月22日一部改正:法人和歌山大学規程第1153号)

この改正細則は、平成22年10月22日から施行し、平成23年度前期授業料に係る免除から適用する。

附 則(平成28年1月29日一部改正:法人和歌山大学規程第1728号)

この改正細則は、平成28年1月29日から施行する。

附 則(令和3年6月25日一部改正:法人和歌山大学規程第2356号)

この改正細則は、令和3年6月25日から施行する。

附 則(令和5年6月23日一部改正:法人和歌山大学規程第2634号)

この改正細則は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

授業料等の免除及び徴収猶予に関する細則

別紙様式1

			受付番号	
	年度	期分 授業料免除申請書		
			年	月 日
学長様	Ŕ			
		学部等 学生番号		
		本人氏名		
		現住所		
		電話(携帯)番号		
チャル で急弾中心	- L b 拉米心左於	ないますものはも 2 以西書	・妬え近きて由ま	生いた 1 チ
	1より授業科免防	※の許可を受けたく、必要書	類を添えて申記	清いたしま
す。	大司 不計司の計	・ と定がなされるまで当該授業	*料の郷四雑子。	たみナフャ
ういては、兄妹の記 願いいたします。	书·印、个时间(7)依	でたかなされるより目談技業	·作7/1011111111111111111111111111111111111	とがせてわ
	な可 マルキ 半婚名 K	ネが許可された場合は納付す	·ベキ!無業料.た-	と 学から 生
たたし、兄妹が不覧 定された期日までに納		K/J→gT 円 C 4 U/こ物 ロ (よハイン]门 9	、こは未付せん	八子/191日
なお、記載事項は事	· -	: 나		
一なり、 心戦事気は	大と作座のりょ	. せん。 記		
申請理由(詳細に	木人が記入して。			
一		(/ C C V 0)		
休学歴がある場合	年	月~ 年 月 休	学	

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
					受付番号	
		年度	期分 授業料免	除申請書		
					年	月 日
学	長	策				
·						
			学部等 学生番	; 号		
			本人氏名	, ,		
			現住所			
			電話(携	世) 来旦		
			电前(按	市)省ケ		
41 > 1.	一	アトル柯米似人	公の計ゴナ亜以上	7 以亜事籽	ナチェイカョ	注いよし よ
	下記理田(により技業科別	除の許可を受けた	〈 、	ど伱ん(中記	前いたしょ
す。	· 4-84			to m to too Nile state	44. t	
		許可、不許可の	央定がなされるま	で当該授業料	の徴収猶予	を併せてお
願いいたし	<i>、</i> ます。					
ただし、	免除が不認	許可又は半額免債	除が許可された場	合は納付すべ	き授業料を	大学から指
定された期	月日までに約	納付いたします。				
なお、記	記載事項は	事実と相違ありる	ません。			
			記			
申請理	由(詳細に	本人が記入して	·ください。)			
14 学展ぶ	よ フ 担 八		日 <i>左</i>	<u>п 1424</u>		
休学歴が	める場合	年	月~ 年	月 休学		

別記様式2

学	長	様	年度	期分	授業料的 本	研: 氏名	究科			番号 年 ・専巧	月 ·	Ħ
私こと、下記す。 ついては、分願いいたしまっただし、免防 定された期日 なお、記載	色除の す。 <が不言 までに	許可、不 許可又は 納付いた	許可の 半額免 こします	決定か 除が評 け。	ぶなされ。 F可され、	るまで当	当該授	業料	の徴収	猶予を	と併せ	てお
申請理由(研	.基づく							い。) 				